

シンガポール日本人学校児童生徒就学規則

第一章（総則）

- 第1条 この規則は、シンガポール日本人学校規則第7条（就学）、第13条（入学、編入学、退学）第14条（退学事務）に基き、児童・生徒の就学上のきまりを定めたものである。
- 第2条 保護者は、この規則により児童・生徒を就学させ、学校経営方針に協力し、児童・生徒の健全な成長発達を図るものとする。

第二章（就学の基本）

- 第3条 本校の児童・生徒は、原則、シンガポール共和国に居住し、所定の手続きを経た学齢期にある者とする。但し、特別の事情がある場合は、校長が認定し、学齢以外の学年に編入させる事ができる。

第三章（入学、編入学）

- 第4条 本校に入学を希望する者は、入学願を提出し、所定の寄付金納入と手続きを経た者について、校長がこれを許可する。
- 第5条 他の学校より、相当学年に編入学を希望する者は、編入学前の学校の在学証明書を添えて入学願を提出し、所定の寄付金納入と手続きを経た者について校長がこれを許可する。但し、日本国外において日本人学校で学んでいなかった児童・生徒については、前学校の成績証明書と入学願を提出し、入学試験に合格した後、所定の寄付金納入と手続きを経た者について校長がこれを許可する。
- 第6条 本校に編入学を希望する児童・生徒の学力が、学齢相当学年の就学は困難であると判定された場合等の、やむを得ない理由が有る場合は、校長が適当な学年に編入させることができる。

第四章（退学、休学）

- 第7条 1. 本校を退学しようとする児童・生徒の保護者は、退学届を校長に提出しなければならない。
2. 校長は、退学届を受けた時は、退学に必要な書類を作成しなければならない。
3. 校長は、性行不良で、他の児童・生徒の教育の妨げになる者について、その保護者に、その者の出席停止を命じることができる。
4. 校長は、出席停止措置を受けた児童・生徒が、繰り返し、他の児童・生徒の教育を妨げた場合、運営理事会に諮り、当該の児童・生徒を退学させることができる。
5. 校長は、4ヶ月以上に渡って在籍または継続的に出席する意思が確認できない児童・生徒には、運営理事会に諮り、当該の児童・生徒を退学させることができる。
6. 校長は、過剰な要求を行い、学校運営に支障を生じさせる保護者に対しては、学校運営理事会に諮り、当該保護者の児童・生徒を退学させることができる。
7. 6項にそって児童・生徒を退学させる場合の事務手続きは別に定める。
- 第8条 1. 病気、その他やむを得ない事由により、3ヶ月以上出席する事が出来ず休学しようとする児童・生徒の保護者は、休学願に医師の診断書等、その事由を証する書類を添えて、校長に届けなければならない。
2. 校長は、前項の事由が正当であると認める時は、休学を許可する事ができる。
3. 休学期間は、3ヶ月以上1年以内とする。
4. 校長は、引続き休学しようとする児童・生徒の保護者が、第1項に定める手続きを行った時は、前項の規定に拘わらず、当該休学を通算して2年以内の期間に限り延長する事ができる。
- 第9条 1. 休学中の者で、休学の事由が消滅し、復学をしようとする児童・生徒の保護者は、復学願いに医師の診断書等其の事由を証する書類を添えて、校長に提出しなければ

ならない。

2. 校長は、前項の事由が適当であると認める時は、復学を許可するものとする。
3. スチューデントパスの取得が必要であるにも拘わらず取得出来なかった場合、又は定められた校納金の未納者は退学させるものとする。
4. 他の児童・生徒の就学に、妨げがあると認められる児童・生徒がある時は、運営理事会に諮り、当該児童・生徒を退学させる事が出来る。

第五章（諸届）

- 第 10 条 児童・生徒が死亡した時は、その保護者は、死亡届をすみやかに、校長に提出しなければならない。
- 第 11 条
1. 児童・生徒が欠席する時は、その保護者は欠席届を校長に提出しなければならない。
 2. 児童・生徒の親族の死亡による忌引き日数は次の通りとする。
 - (1) 父母の場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9 日
 - (2) 祖父母。兄弟姉妹の場合・・・・・・・・・・ 5 日
 - (3) 曾祖父母・伯叔父母の場合・・・・・・・・・・ 3 日
- 第 12 条 伝染病、その他による出席停止の場合は、医師の診断書（又は、保護者の申告書）を添え、校長に提出しなければならない。
- 第 13 条 児童・生徒が住所又は氏名を変更した場合、その保護者は、住所又は氏名変更届を校長に提出しなければならない。
- 第 14 条 児童・生徒の保護者は、学校管理下以外の傷害、非行、その他教育上必要な点については、常に学級担任に連絡しなければならない。

第六章（校納金）

- 第 15 条 児童・生徒の保護者は、定められた校納金（入学金・施設費一時金・学費・施設費月納分・グローバルクラス学費・PTA 会費）を納金しなければならない。
- 第 16 条 学費・施設費月納分の滞納が 2 回を超える児童・生徒に対し、学校運営理事会は退学を命ずることができる。滞納とは、銀行引落日から起算して 30 日以内に入金がない場合とする。またこの 30 日間に事務局は保護者に対して督促状を発行する。
- 第 17 条 退学した児童・生徒が 12 ヶ月以内に再入学する場合は、入学金・施設費一時金を免除する。
- 第 18 条 編入学辞退による校納金は、編入学日より前に書面による辞退の申し出があった場合、全額返金する。企業寄付金については当該企業と協議し、返金希望がなければ学校はこれを受領する。個人寄付金は返金する。
退学による学費・施設費月納分の返金は、退学月の翌月以降の納付済み分を返金する。

第七章（学校事故）

- 第 19 条 学校事故に対する傷害保険には、全員が加入するものとする。
- 第 20 条 学校管理下の事故に対しては、国家賠償法、その他日本における法律は適用されない。

第八章（規則の改正及び実施）

- 第 21 条 この規則の改正は、運営理事会が行う。

（附則）

- ・この規則は、昭和 53 年 9 月 1 日より実施する。
- ・この規則は、昭和 63 年 5 月 20 日付改定（第 5 条、第 6 条）し、即日実施する。
- ・この規則は、平成 10 年 2 月 20 日付改定（第 1 条、第 4 条、第三章、第 6 条、第 7 条、第 8 条、第 9 条、第 13 条、第 14 条）とし、即日実施する。

- この規則は、平成 21 年 6 月 19 日付改定（第 6 条、第 7 条）し、即日実施する。
- この規則は、平成 22 年 3 月 10 日付改定（第 8 条）し、即日実施する。
- この規則は、平成 23 年 2 月 18 日付改定（第 3 条、第 8 条、第 18 条）し、即日実施する。
- この規則は、平成 23 年 7 月 20 日付改定（第 7 条）し、即日実施する。
- 学校規則集の整理により、名称変更（シンガポール日本人学校児童生徒就学規程→同規則）を平成 24 年 3 月 9 日付で行う。
- この規則は、平成 29 年 7 月 21 日付改定（第 11 条、第 16 条、第 17 条、第 18 条新設）し、即日実施する。